

節目の年、日本の

伝統文化と誇り ②

【政教分離原則】

政教分離原則（政教分離）は、国家つまり政治と宗教とを分離させる憲法上の原則を言います。我が国日本をはじめ、アメリカ、フランス、メキシコなどでも政教分離を憲法や法律によって定められています。この原則は、「**信教の自由・宗教の自由**」を保障する事を目的とするものです。人生を生きる上で、宗教と政治は両方欠かせない要素だと思えます。宗教的なものや、政治的なものに関与しない活動はあり得ません。それなのに、「これからの日本の為に、一緒に手を携えて協力していきたいでしょう」ができない原則と言えます。そして、宗教的な要素が排除された国家に繁栄はありません。御身第一とばかりに、自分さえ良ければ全てよしとする国民が増えたならば、行き着く国家の姿が透けて見えてくるといえるのです。自由は認めつつも、宗教と行政との協力関係は一切禁止というのが、この政教分離原則というものです。ここについては改めて持論を述べたいと思います。

【平和を考える】

日本における宗教団体（日蓮宗を含む）と名の付く団体は、口を揃えて「憲法九条を守ろう。戦争反対」などと**安保政・集団的自衛権**について、声高に反対を訴えています。表面的には耳障りも良く、何の間違いもないように聞こえるところに、この問題に対する落とし所が、納得のいく形で見えてこない原因があるのではないかと思います。

そもそも安全保障法政（安保法政）

とは何か？安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変更し、歴代の内閣が禁じてきた集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。それにより他国軍を後方支援するための恒久法や改正周辺事態法、改正武力攻撃事態法などの、戦後日本の安全保障政策を大転換させました。

この事態に新聞各社、マスコミや専門家からは「安保法制の整備とガイドラインの改定によって平和国家の理念は崩れ、憲法九条が一段と無力化することになる…」など、安倍政権を糾弾し続けています。

俗に「護憲派」・「改憲派」と言われます。私は一人の国民として、一連の流れを見ていて感じるのは、賛成派の意見も、反対派の意見からも、どちらにも一理あるように聞こえます。

例えば**集団的自衛権**について：反対派の人達からは「日本人が戦争に巻き込まれるかもしれない。他人の戦争に手を貸すのか。そのようなことはすべきではない」という意見が聞かれます。

賛成派の人達からは「自分だけ守ってもらえればいいのか。日本の周りの世界で戦争の犠牲になっている人を見殺しにするのか。そのようなことはすべきではない」との意見が返ってきます。

賛成派も、反対派も、どちらも平和を考えた意見を持つているという事は間違いないありません。ではなぜ共通の願いだである『**平和な世の中**』を目指しながら、対立関係が平行線のままで歩み寄れないのでしょうか？私達は自問しなければなりません。「平和は誰が守るものなのか」・「平和を守る為に、自分には何が出来るのか」という事を。誰が平和を享受するかを巡って、解釈の違いが生まれ、対立が起こるのは必然です。私達が願うべき平和は、世界中すべての人の平和です。しかしそこに利害が絡むと、双方は対立し、私達が願うべき「全ての人が平等に平和を享受する」ことが困難になってしまいます。

【デモクラシー国家日本】

上智大学名誉教授の渡部昇一先生が面白い持論を述べておられたので引用します。（以下）

議員にとってデモクラシーというのは実に心地いいものなんだと思わずにはいられません。集団的自衛権の確立に関連する安保法政を巡る国会での議論を見聞しての感想です。こゝとは国を守るといふ国家にとつての根本問題を議論しているのです。真剣、本気でなければなりません。ところが、緊急事態とは何か、誰が緊急事態と認定するのか、その際の自衛隊のリスクは、といった枝葉の問題に終始するばかり。そこには国を守るという根本問題を議論している緊張感がかけられられません。**デモクラシー（民主政治）**の下での国会議員とは、まさに気楽な稼業と言ふべきです。百歩譲って、世界中がデモクラシーの国ばかりなら、気楽な稼業もいでしょう。だが、近くにデモクラシーでない国があったら、デモクラシーは実に脆く、恐ろしいことになるのは、歴史が如実に示しています。**アテネはデモクラシー発祥の地**です。だが、マケドニアにアレキサンダー大王が出現し、押し出してくると、ひとたまりもありませんでした。近くにヒトラーの例があります。第一次世界大戦に敗北したドイツは過酷な賠償金を課せられ、そこにアメリカの株価大暴落に端を発した恐慌が押し寄せて、貧窮のど

ん底にありました。巷には天文学的
と言つていい数の失業者が溢れてい
ました。そこに登場したのがヒトラ
ーです。ヒトラーはまずヨーロッパ
で初めてアウトバーン、高速道路を
造りました。これは軍用道路でもあ
ります。そして近代的な機械化部隊
をつくり上げます。飛行機の生産に
拍車をかけます。その中で失業問題
は解消されていきました。ヒトラー
のやったことは一貫して軍備の増強
だったということです。その時に
隣のフランスは何をしていたのでし
ょうか？そこには現在の日本と相似
形の姿が浮かび上がってきます。フ
ランスの議会はスキャンダル騒ぎで
沸き上がっていました。政敵の愛人
捜しに熱中し、それを材料に相手を
攻撃する。専らそんなことをやって
いたのです。海を隔てたイギリスの
議会も似たようなものでした。ただ
チャーチルだけはドイツの動向を警
戒しなければならぬ、と感じてい
ました。ヨーロッパで戦争が始まっ
たと聞いたと思ったら、あつと言
う間にパリが陥落しドイツに占領さ
れた事を知りました。文字通り、あ
つと言ふ間の出来事でした。そしてイ
ギリスは、これもあつと言ふ間にダ
ンケルクから追い落とされてしま
いました。この事態にアメリカが乗り

出していなかったらどうなっていたか
は知れたものではありません。デモク
ラシーの脆さを思わずにはいられませ
ん。さて、今の日本です。近隣を見て
下さい。毎年軍事予算を膨らませ、軍
備増強に励んでいる国があります。そ
の国は本土から遠く離れた南シナ海に
人工の島を造って自国領と主張し、飛
行場を建設して軍事基地にすることに
明言しているのです。そしてその国は
デモクラシーの国ではありません。共
産党独裁の国です。もはや一点の疑問
の余地もありません。日本は第二次世
界大戦前のフランスと相似形の状況に
あるという事です。この事が認識でき
たら、やるべきことは明らかです。隣
国の暴発を抑止する力をつけなければ
なりません。それが安倍政権が意図し、
努力を傾けている集団的自衛権の確立
です。そして現実には、隣にはデモク
ラシーにとつては脅威の独裁国家がハッ
キリと姿を現しているのですから、こ
とは急がなければなりません。にもか
かわらず、国会でなされている議論は
と言えば、集団的自衛権は憲法に違反
する、いや、しない、といったことば
かり。気楽な稼業と言わざるを得ませ
ん。そもそも憲法とは何でしょう？国
家主権の発動に他なりません。そして
現行の憲法と言われるものは、外交権
も防衛権もない、つまり国家主権が無

いところで制定され、発効されたもの
です。国家主権がないところで発効さ
れたものが、どうして憲法と言えるの
でしょうか？誰が見ても、アメリカが
日本を間接統治するための占領政策基
本法というのが実態であることは明ら
かです。しかし日本がサンフランシス
コ条約を締結して独立してからこの
占領政策基本法を憲法と受け止め、そ
れに基づいて今日の日本を築いてきま
した。現行の憲法のそもそものは占領政
策基本法なのだという認識をしつかり
と持ち、状況を勘案して解釈して、ど
うしてもこの条文でその解釈は成り立
たないとなれば、条文そのものを変更
していく柔軟な姿勢が大切になりま
す。ところが、憲法は絶対に動かない
し、動かしてはならないもの、という
観念に頑なに凝り固まっています。そ
して集団的自衛権は憲法違反とする論
拠を、憲法学者の学説に求めています。
確かに集団的自衛権は憲法違反と唱え
る憲法学者が何人かいます。しかし、
それはあくまでも学説です。憲法の全
体を分析し、条文を論理的に突き詰め
て打ち出した一つの説であつて、そこ
に現実の状況が立ち交じる余地はあり
ません。だからこそ学説なのです。憲
法学者の説は物事を判断する一つの材
料にはなつても、それ以上のものでは
ないと心得るべきです。憲法の解釈判

断は司法の中心である最高裁判所に
求めるべきでしょう。国家であるな
ら、自国を守るのは自明のことです。
自国を守るのには、国民を守るとい
うことです。国民を守る権利が無く、
国民を守ることを放棄しては、とて
も国家とは言えません。集団的自衛
権の問題もこの観点に立てば、答え
は誰にも簡単に出るのではないでし
ょうか。

以上、渡部先生の引用でした。
皆様はどう思われますか？

合掌 副住職 谷川寛敬

